### **【様式2-⑤】**守秘義務の遵守に関する誓約書

2020年　　月　　日

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業

守秘義務の遵守に関する誓約書

和歌山県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応募企業又は代表企業

名　　　　称：

所在地：

代表者名：　　　　　　　　　　　印

当社は、今般、和歌山県から、2020年3月30日付で募集要項等の公表がありました「和歌山県特定複合観光施設設置運営事業」に係る優先権者の選定（以下「本公募」という。）における応募提案を検討すること（以下「本目的」という。）を目的として、本誓約書の提出等を条件とする開示資料（適宜開示される本公募に必要な情報を含む。以下これらを総称して「守秘義務対象開示資料」という。）の提供又は開示を受けることを希望しますが、守秘義務対象開示資料の提供又は開示を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

１　当社は、本目的のためにのみ、守秘義務対象開示資料の提供又は開示を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

２　当社は、（i）本事業を実施するため当社が参画するコンソーシアムの構成員（以下「コンソーシアム構成員」という。）、（ii）当社又はコンソーシアム構成員の関係会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。）、（iii）弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家であって、当社又は本事業を実施するため当社が参画するコンソーシアムのために本公募における検討への支援・協力をする者として当社又はコンソーシアム構成員が選任した者（以下「応募アドバイザー」という。）、及び（iv）本事業に関し、資金を提供し、又は業務の委託若しくは請負等を受ける者（それらを受けようとする者を含む。）として当社又はコンソーシアム構成員が選任した者（以下「協力企業」という。）（以下これらを総称して「第二次被開示者」という。）のうち、次条に規定する守秘義務を負わせた者に対して、守秘義務対象開示資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

３　前項の場合、当社は、守秘義務対象開示資料の開示前に、第二次被開示者に対して書面をもって本誓約書と同等以上の守秘義務を負わせ、当該書面の写しを和歌山県に提出することとします。なお、和歌山県から「第二次被開示者の名称等届出書兼資料開示申請書」の受理通知が発行されるまでは、第二次被開示者に守秘義務対象開示資料を開示しません。

第２条（秘密の保持）

当社は、守秘義務対象開示資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合又は和歌山県の事前の承諾ある場合を除き、第三者に対し開示又は漏洩しません。また、前条に定める場合又は和歌山県の事前の承諾を得て第三者に開示する場合には、当社は当該第三者に本誓約書と同等以上の守秘義務を遵守させるものとし、当該第三者が本誓約書の遵守事項に違反したときは、当社がその一切の責任を負うこととします。

第３条（善管注意義務）

当社は、守秘義務対象開示資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（個人情報の取扱い）

守秘義務対象開示資料のうち個人情報に該当するものについては、法令、条例等（以下「法令等」という。）により、和歌山県に認められる範囲内で、かつ、当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により和歌山県及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第５条（期間）

本誓約書に基づき当社が負う義務は、提案書類の提出に至らなかった場合及び優先権者として選定されなかった場合であっても、存続するものとします。

第６条（罰則）

１　当社が本目的以外の目的のために守秘義務対象開示資料を利用した場合、その他当社の本誓約書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、本公募における参加資格を喪失する可能性があることを承知しています。

２　前項に規定する場合において、当社は、和歌山県、IR区域候補地の現在の所有者及びその他情報を開示する主体に生じた損害を賠償することを約束します。

３　当社は、第１項に規定する行為、又は、そのおそれがあることが判明した場合、速やかに和歌山県に報告し、和歌山県の指示に従って誠実に対応することを約束します。

第７条（印刷物等の破棄）

１　当社は、守秘義務対象開示資料の印刷物等（守秘義務対象開示資料の印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録、守秘義務対象開示資料記載の情報を加工して作成した資料を含むがこれに限らない。）は、自ら若しくは自らがコンソーシアム構成員となる応募コンソーシアムが、提案書類を提出しないこと若しくは優先権者に選定されなかったことが明らかになった日又は和歌山県が破棄期限として指定する日のいずれか早い時点までに、すべて速やかに破棄することを約束します。また、この場合において、当社が第二次被開示者に対して守秘義務対象開示資料の全部又は一部を開示していたときは、当該第二次被開示者をして、開示を受けた資料の印刷物等をすべて速やかに破棄させることを約束します。

２　法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象開示資料の情報の全部又は一部を保持することが義務付けられているため、前項の規定により守秘義務対象開示資料の印刷物等を破棄することができない場合、当社は自ら又は第二次被開示者をして、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過する等により情報保持義務等がその後終了したときは、速やかに当該印刷物等をすべて破棄することを約束します。

３　当社は、自ら又は第二次被開示者をして、前二項の規定に基づき守秘義務対象開示資料の印刷物等を破棄したときは、和歌山県に対し、破棄義務の遵守に関する報告書の提出をもって、その旨報告します。

第８条（表明・確約）

当社は以下を表明・確約する。

１　本誓約書に基づいてVDRを利用し、本誓約書に基づく義務の履行に必要なあらゆる権利を有すること

２　本誓約書に基づく義務の履行（及び本誓約書に基づくサービスの利用）に適用される他の現地法、州法、連邦若しくは外国法、規則及び条例を遵守すること

３　VDRの利用に際し、（i）広告宣伝の一部を構成する文書、イメージ又はその他の資料、（ii）消費者に対し、データ･ルームで言及又は説明される事業組織からの物品・サービスの販売促進を行うことを唯一の目的とする資料、（iii）販売促進資料、若しくは（iv）中傷的、卑猥、非合法、又は適用法に抵触する資料の投稿、送信、保管、アップロード、配布を行わないこと

４　VDRの利用に際し、サービスの運営を妨げるおそれのあるソフトウェア、ウイルス又はその他の物を導入しないこと

第９条（定義）

本誓約書において、特段に定める場合の他、本誓約書における用語の定義は、本公募の募集要項等の定めるところによることとします。

以 上

※ 代表者名及び印鑑は、印鑑証明書又は代表者署名届と一致するものとしてください。